



2024年10月11日

各 位

会 社 名 ウェルスナビ株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 柴山 和久
(コード番号：7342 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 廣瀬 学
(TEL. 03-6632-4911)

従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）として新株式発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年11月13日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,539株
(3) 発行価額	1株につき1,129円
(4) 発行価額の総額	6,253,531円
(5) 割当予定先	従業員11名 5,539株

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員11名（以下「対象従業員」という。）に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めること及び福利厚生の実現を図ることを目的として、当社の財務状況その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計6,253,531円の現物出資と引き換えに当社の普通株式5,539株（以下「本割当株式」という。）を発行することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式（報酬）制度の概要

当社の対象従業員は、譲渡制限付株式（報酬）制度（以下「本制度」という。）に基づき当社より支給された金銭（報酬）債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

当社の対象従業員に発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象従業員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、次に定める期間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(ア)本割当株式のうちの2割の数の本割当株式（以下「本割当株式-1」という。）については、払込期日から2025年5月9日までの間（以下「本譲渡制限期間1」という。）

(イ)本割当株式のうちの3割の数の本割当株式（以下「本割当株式-2」という。）については、払込期日から2026年5月9日までの間（以下「本譲渡制限期間2」という。）

(ウ)本割当株式のうちの5割の数の本割当株式（以下「本割当株式-3」という。）については、払込期日から2027年5月9日までの間（以下「本譲渡制限期間3」という。）

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、次に定める期間（次に定義する本役務提供期間1乃至3を総称して「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間1乃至3のそれぞれの満了時において、それぞれの譲渡制限期間に対応する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(ア)本割当株式-1については、払込期日から2025年5月9日までの期間（以下「本役務提供期間1」という。）

(イ)本割当株式-2については、払込期日から2026年5月9日までの期間（以下「本役務提供期間2」という。）

(ウ)本割当株式-3については、払込期日から2027年5月9日までの期間（以下「本役務提供期間3」という。）

ただし、対象従業員が本役務提供期間1乃至3において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を本役務提供期間1乃至3の開始日を含む月の翌月から本役務提供期間1乃至3の満了日を含む月までに対応する月数で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、各本役務提供期間に対応する各本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を本役務提供期間1乃至3の開始日を含む月の翌月から本役務提供期間1乃至3の満了日を含む月までに対応する月数で除した数に、当該時点において保有するそれぞれの各本役務提供期間に対応する各本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年10月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,129円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上